

労働基準広報 No.2156 2024 1/1・11

CONTENTS

新春対談 どうなる今年の労働基準行政 ————— 1

働き方改革関連法改正の必要性を含めた具体的な検討に着手したい

～鈴木英二郎 労働基準局長 × 労働評論家・飯田康夫氏～

●特集/新しい時代の働き方に関する研究会報告書 ————— 15

働く人の求める働き方の多様な希望に応えることのできる制度の整備を提言

(編集部)

●相談です！ 弁護士さん ————— 30
相談72

「就業規則の周知は特段していませんが」
～就業規則の周知手続きの問題～

懲戒手続きを取ることができない
ほか多岐にわたって問題が生じる

(執筆/弁護士・倉茂尚寛(ユナイテッド・コムズ法律事務所)
(監修/北海学園大学法学部教授・浅野高宏)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 36

〈第112回〉副業・兼業の諸問題⑤

兼業労働者の長時間労働で本業会社の安全配慮義務違反を認めた判決も

(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●企業税務講座 ————— 50
第127回 贈与税・相続税の改正

大幅に改正、令和6年1月1日から施行

(弁護士・橋森正樹)

●労働判例解説/社会福祉法人B事件 ——— 55
(山口地裁 令和5年5月24日判決)

改正パート有期法に伴う扶養手当等の見直しの合理性

支給目的を納得性ある形で
明確にさせることが重要

(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●改正「賞与に係る報酬の取扱いの留意点について」— 68

7月2日以降に諸規定新設し4回以上と
定めても標準報酬月額適用までは賞与に

(編集部)

●NEWS ————— 74

●わたしの監督雑感 ————— 86

千葉・木更津労働基準監督署長 松井祐介

●編集室 ————— 88

労務相談室

回答者

労働基準法	〔午後休取得予定者が午後まで勤務に〕半休の取扱いは	80	弁護士・田島潤一郎
労災保険法	〔休業補償給付受給者週2回の内勤を開始〕当該給付の支給は	82	特定社労士・藤岡衣里子
賞金関係	〔年末の賞与を人事課で+20万円～-10万円〕社員に詳しい説明必要か	84	弁護士・平井彩

新年特別合併号

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>